

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定に関する要綱（平成28年4月1日制定）新旧対照表

現 行	改 正 後	備考
<p>札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定に関する要綱</p> <p>平成28年4月1日制定 令和3年4月1日改定 令和4年4月1日改定 令和4年10月1日改定</p> <p>第1章～第3章（略） 第4条（略） 1～4（略）</p> <p>5 基準適合表示認定において第3項の適合証のほか、市細則にて規定された以下の図書を活用できるものとする。</p> <p>（1）登録住宅性能評価機関等による当該申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する図書</p> <p>ア 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に基づく断熱等性能等級が、一戸建ての住宅にあつては4、5、6又は7、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅）にあつては4または5及び一次エネルギー消費量等級が4、5又は6（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、4、5又は6）に適合している場合に限る。）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定に関する要綱</p> <p>平成28年4月1日制定 令和3年4月1日改定 令和4年4月1日改定 令和4年10月1日改定 令和5年4月1日改定</p> <p>第1章～第3章（現行のとおり） 第4条（現行のとおり） 1～4（現行のとおり）</p> <p>5 基準適合表示認定において第3項の適合証のほか、市細則にて規定された以下の図書を活用できるものとする。</p> <p>（1）登録住宅性能評価機関等による当該申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する図書</p> <p>ア 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に基づく断熱等性能等級が、4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級が4、5又は6（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、4、5又は6）に適合している場合に限る。）</p> <p>（2）（現行のとおり）</p>	<p>改定日追記</p> <p>日本住宅性能表示基準の改正による等級の追加</p>

<p>(添付図書) 第5条～第19条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>(添付図書) 第5条～第19条 (現行のとおり)</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>施行期日追記</p>
<p>様式1～23 (略)</p>	<p>様式1～23 (現行のとおり)</p>	

以上